平成２２年（フ）第７４０号
京都市伏見区小栗栖中山田町54番地の５　府営住宅小栗栖西団地38―102
債務者　石川千世子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７５１号
京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町85番地１
債務者　北村　容子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８０６号
京都市伏見区深草柴田屋敷町21番地34
債務者　山岡　増美
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８１２号
京都市北区紫竹栗栖町11番地
債務者　文字商店こと　文字　良一
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８１９号
京都府宇治市木幡中村53番地　コーポラス木幡Ａ棟203号
債務者　田中工務店こと　田中　幸男
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８２０号
京都市南区東九条南河辺町40番地１階106号室、住民票上の住所京都市南区西九条森本町65番地　洛陽交運株式会社内
債務者　アトリエ春蘭こと　餅田　教之
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８２１号
京都市伏見区淀際目町240番地１　府営住宅２棟404号
債務者　奥本　郁代
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８９４号
京都市南区久世東土川町200番地３　メゾン・ド・ボヌール203号
債務者　東　　喜史
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９１２号
京都市中京区壬生森前町15番地２　三興マンション202号
債務者　平井奈美子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９４６号
京都市右京区常盤馬塚町12番地　サーラ・あさの302号
債務者　加藤　正記
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
那覇市寄宮２丁目１番３―201号　宮木原マンション
債務者　城間　敏子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８０号
香川県坂出市旭町３丁目４番６号
債務者　中山百合子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第５１号
福岡県大牟田市日出町１丁目１番地１エバーライフ新栄町駅前参番館905号
債務者　片山　　彩
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第５５号
福岡県大牟田市八尻町３丁目20番地１
債務者　松田　　龍
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第５７号
福岡県大牟田市大字歴木1807番地335
債務者　吉田　　徹
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１５７号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原960番地　102号室、住民票上の住所沖縄県南城市知念字志喜屋225番地
債務者　親川久美子（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１６０号
沖縄県浦添市前田１丁目８番２号
債務者　宮城　祐司
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで　那覇地方裁判所民事第３部